

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

建設職能国保

《加入者数》

組合員	2,629人
家族	3,182人
後期高齢者組合員	164人
計	5,975人

(30年6月末現在)

建設職能国保組合 第59回臨時組合会開催

東京建設職能国保組合は、第59回臨時組合会を7月26日(木)午後2時から建設職能会館(新宿区市谷田町)で開催し、組合会議員や理事・監事などが出席し、「平成29年度事業報告」「平成29年度決算報告」「平成29年度決算剰余金の処分」などを審議し、原案どおり承認されました。

平成29年度 事業報告・決算等を承認

被保険者数は依然減少傾向が続く、平成29年度の平均被保険者は6,160人となり、前年度より553人(8.24%)減少した。このような状況下、平成29年度事業計画に基づき、加入促進対策としてダイレクトメール等を活用し、被保険者の加入増加に努めた。

歳入について、保険料は据え置いたため、前年度の平均被保険者は6,160人となり、歳入全体の約60%を占め、療養給付の一人当たりの額は被保険者の高齢化により、国庫補助金並びに都府県補助金も減収となり、平成24年度から5年間で3億5千万円を積み立てた経緯がある。

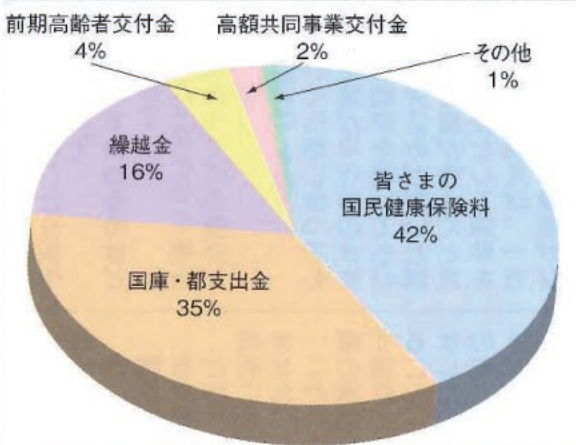
支出について、医療費は比較的緩やかに推移した。歳入に比べて、保険給付の総額が約12億円となり、歳出全体の約60%を占め、療養給付の一人当たりの額は被保険者の高齢化により、国庫補助金並びに都府県補助金も減収となり、平成24年度から5年間で3億5千万円を積み立てた経緯がある。

以上の結果、全体として約1億6千万円の単年度黒字となったが、今後も被保険者減少により、国庫補助金並びに都府県補助金も減収となり、平成24年度から5年間で3億5千万円を積み立てた経緯がある。

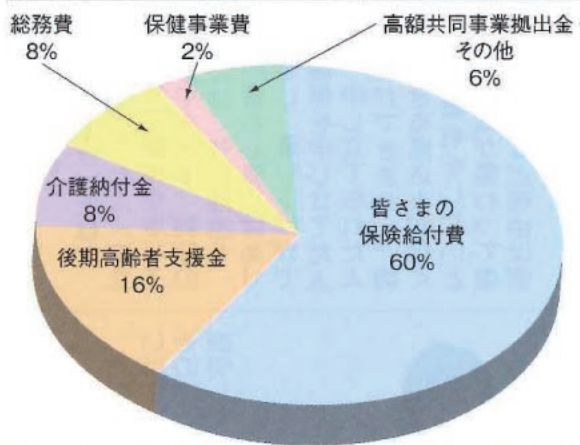
平成29年度 歳入歳出決算

歳入歳出差引額 584,159 (千円)

歳入	29年度(千円)	28年度(参考)(千円)	対前年比
国民健康保険料	1,080,894	1,165,233	-7.2%
国庫・都支出金	913,043	1,047,858	-12.9%
繰越金	404,255	270,583	49.4%
前期高齢者交付金	115,929	146,547	-20.9%
高額共同事業交付金	49,952	71,406	-30.0%
その他	27,695	8,266	235.0%
歳入合計	2,591,768	2,709,893	-4.4%



歳出	29年度(千円)	28年度(参考)(千円)	対前年比
保険給付費	1,200,017	1,316,698	-8.9%
後期高齢者支援金	328,076	391,644	-16.2%
介護納付金	169,847	190,926	-11.0%
総務費	153,657	134,128	14.6%
保健事業費	31,192	30,751	1.4%
高額共同事業拠出金その他	124,820	141,491	-11.8%
歳出合計	2,007,609	2,205,638	-9.0%



高齢受給者証を更新しました

高齢受給者証の所得確認にご協力をお願いしました。有効期限の切れた高齢受給者証は、必ず所属の支部組合に返却いただきますようお願いいたします。

被保険者数 (年間平均)

組合員 2,760人
家族 3,400人
前年比較で553人減少

国民健康保険料

支部と組合員の皆様のご協力で100%収納しました。

補助金の状況

療養の給付、後期高齢者支援金などの補助対象事業費に対し、国庫・都費補助金は約9.1億円の収入となり、前年度より約1.3億円の減額となりました。

保健事業

- ・特定健診受診者 1,237人 (受診率33.9%)
- ・特定保健指導 3人 (同1.5%)
- ・人間ドック受診者 551人
- ・インフルエンザ補助金 683人
- ・健康家庭表彰 156世帯 (1年間無受診世帯に1万円のギフト券を贈呈)
- ・出産した28世帯に月刊誌「赤ちゃん和妈妈」を贈呈
- ・救急絆創膏を全世帯に配布
- ・医療費のお知らせを5月と9月に受診した世帯に送付
- ・ジェネリック医薬品差額通知を年3回実施

平成29年度 事業報告概要

保険給付の状況

収支に一番大きな影響を与える医療費は1人当たり年間費用額で194,000円でした。

- ・高額療養費 1,428件
- ・出産育児一時金 34件
- ・出産手当金 2件
- ・葬祭費 14件
- ・傷病手当金 96件

8月から 70歳～74歳までの 高額療養費の自己負担限度額が変わります

現役並み・一般所得者は限度額が下表のとおり引き上げられます
平成30年7月診療分まで

所得区分	外来(個人ごと)	入院・世帯単位
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (多数回該当: 44,400円)
一般	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (多数回該当: 44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

平成30年8月診療分から

所得区分	外来(個人ごと)	入院・世帯単位
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (多数回該当: 140,100円)	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (多数回該当: 93,000円)	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (多数回該当: 44,400円)	
一般	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (多数回該当: 44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

【注】上記の現役並みⅡまたは現役並みⅠの方は、限度額適用認定証の申請ができます。該当の方は、申請をお願いします

メモ 限度額適用認定証とは・・・
医療機関の窓口で提示することにより、支払額が自己負担限度額までの支払額で済ませることができます。

お問い合わせ

申請は所属の支部組合へご連絡ください。

所得調査にご協力をお願いします

各国保組合は被保険者の平均所得により国からの補助金の率が決まります(国民健康保険法第73条)。このため、所得調査が義務付けられており、極めて重要な調査となります。

平成30年度においては、マイナンバーを利用した情報連携により調査を行うことを原則としておりますが、情報連携による所得情報が取得できなかったときは、調査票等を提出していただく場合がありますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

調査対象者 東京都へ組合員名簿を提出し、都が指定した組合員とその家族
実施方法 マイナンバーを利用した情報連携により、調査対象者に係る課税標準額の照会を行う

一 課税標準額の確認についての本人の同意について
内閣府・総務省告示(※)において、国保組合に対する補助の算定に関する事務は本人の同意は不要とされています。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示(平成29年5月29日内閣府・総務省告示第1号)

お口の健康
気になりませんか?

対象者 当組合の被保険者
費用 無 料
健診コース

- ・一般歯科健診
- ・歯科矯正相談
- ・審美歯科治療相談
- ・インプラント治療相談

いずれか
1コース

お申込み方法

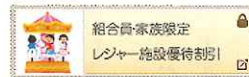
歯科健診センター

WEB 携 帯 www.ee-kenshin.com/

無料歯科健診始めました

組合員限定のレジャー施設優待割引ページを 当組合ホームページ内に開設しました

TOPページ右下のレジャー施設優待割引ボタンをクリック
すると



右のような画面が出ます
ので

ユーザー名
shokunou
パスワード
133249

と入力していただきます
と、契約レジャー施設で
お得に遊べる優待割引券
をダウンロードできます

保険料は納付期日内に納めましょう

組合員の皆さまにおかれましては何かとご多用とは存じますが、監督機関からの指導による調査であり、国保組合の運営上必要な調査となりますのでご理解とご協力をお願い致します。なお、個人事業所の方は、来年以降に調査予定です。

職能国保では、被保険者資格の適正化と、より公平な保険料賦課のため、3年ごとに組合員の資格及び事業所の調査を行っております。

よろしく
お願いいたします
10月頃から実施致します。

法人事業所の方へ

事業所の調査にご協力をお願い致します。
後日調査票をお送りします。